

薬生食監発 0329 第 3 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

### 農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて

標記については、平成 17 年 7 月 21 日付け食安監発第 0721002 号監視安全課長通知により、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いしているところです。

今般、「平成 30 年地方分権改革に関する提案募集」において、別紙のとおり、農林漁業体験民宿において、宿泊者以外への食事提供が可能となるよう更なる規制緩和を求める提案がありました。当省からは、農林漁業体験民宿として食品の営業許可を受けた施設において、現在の施設のまま食事の提供対象を拡大できるか否かについては、許可権者である地方自治体において判断いただきたい旨回答したところです。

上記を踏まえ、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に周知することとされましたので、御了知願います。

(参考)

○「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html#kakugikettei291226>

# 平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

271

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農林漁家民宿での食事提供について

提案団体

山形県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。

具体的な支障事例

農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用して開業した事業者からは、宿泊を伴わない利用(体験と食事のみなど)に関する問合せが増えており、宿泊者以外にも食事提供が可能となれば、年間利用客も増え、収入増や所得向上につながるという要望があがっている。

また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。

現行、農林漁家民宿の宿泊者には飲食店営業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいと、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊者への食事提供の実績等を勘案し、農林漁家民宿に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加
- ・宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を主とする食事を提供することによる農林漁家民宿の収入確保

根拠法令等

平成 17 年 7 月 21 日付け厚労省通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県

—

## 各府省からの第1次回答

御提案いただいたケースのように、営業者が農林漁業体験民宿を営む農林漁業者であっても、不特定又は多数の者に反復継続して食事を提供する場合には、その他の飲食店と同様に取り扱われるべきと考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

通常の飲食店と同様に取り扱うとする場合、飲食店営業許可を別途取得し、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備する必要があり、農林漁家民宿事業者にとっては負担が大きいため、新たな事業を断念するケースが多いことから、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。

そこで、各都道府県が定める基準のもと、例えば、宿泊者に対する現行の特例と同様の考え方で、提供する食事数を宿泊者定員までとするなど、限定要件を付したうえで、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

御提案いただいたケースのように、農林漁業者が農林漁業体験民宿の宿泊者以外の者に食事を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、農林漁業体験民宿における宿泊客への食事提供とは業態等、前提条件が異なることから、現在許可を受けている施設のまゝ、提供対象を拡大できるか否かについては、許可権者である地方自治体において御判断いただきたい。

## 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（平成30年12月25日閣議決定）記載内容

### 6【厚生労働省】

#### (9) 食品衛生法(昭22法233)

農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。